

豊橋市監査公表第13号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、定例監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和8年3月27日

豊橋市監査委員	鈴木 教 仁
同	野 口 洋
同	梅 田 早 苗
同	本 多 洋 之



令和7年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
健康部	健康増進課	07-8	指摘事項	ホームページの役割は、市民等へ適宜適切な情報提供を行うことであるが、「がん検診・各種検診」の各項目においては対象や実施期間などの情報が提供されていない事例が複数見受けられた。令和3年度定例監査の意見をを受けて、措置通知を提出したにもかかわらず、再度発生したことを重く受け止め、全職員で再発防止に向けた実効性のある取組をされたい。	ホームページについて、予備監査での指摘を受けて豊橋市ホームページ管理運営ガイドラインに基づいて適切に管理するよう職員へ再度周知を行い、令和7年8月にホームページの更新を行った。 また、令和8年2月に、次年度分のホームページの見直し時期や更新時のチェック体制等をスケジュール化し、再発防止に向け、職員間の確認体制を強化した。	R8.3.16
	生活衛生課	07-8	意見	犬の登録及び狂犬病予防注射済票交付手数料徴収事務等委託において、事務取扱要領では手数料を現金で徴収することとしているが、クレジットカード等による支払いもあるので、事務取扱要領と実際の運用において異なることがないよう努められたい。 また、現金等・電子マネー出納事務マニュアルでは、領収書に代わるものとして交付する犬鑑札及び注射済票に欠番が生じた場合は動物診療施設が理由を記載し、市が確認することとしているが、理由の記載なく連番になっていないものが多数見受けられたので、マニュアルと実際の運用において異なることがないよう努められたい。	犬の登録及び狂犬病予防注射済票交付手数料徴収事務等委託については、実情に見合った事務運用が可能となるよう「現金」の記述を削除する事務取扱要領の改正を行い、令和7年12月18日に施行した。 また、届出獣医師からの報告の際に連番となっていない場合については、市が受払簿により欠番のないことを確認しているため、実情に見合った事務運用が可能となるよう、市が整理簿に欠番理由を記載するよう出納事務マニュアルの改正を行い、令和7年11月4日に施行した。	R8.2.25
		07-8	意見	地域猫不妊去勢手術費補助金において、補助対象となる地域猫活動団体の要件として、少なくとも2人は自治会等区域内の住民等であることとしているが、区域内の住民でない場合はその要件について個別に申請内容を調査して判断していることから、取扱いに差が生じないよう努められたい。	区域内の住民でない場合の地域猫活動団体の要件について、「活動場所が職場敷地内等、住民と同様に継続した活動が可能である場合を含む」ものとして、地域猫活動の実態に合わせ判断するよう要綱を改正し、令和7年12月19日に施行した。	R8.2.25
環境部	埋立処理課	07-12	指摘事項	行政財産目的外使用において、使用許可日、調定日、納入通知書の発行日が一致しないものや、納付期限が調定日から15日を超える期限を設定する事例が見受けられたので、予算決算会計規則にのっとり適正な事務処理をされたい。	行政財産の目的外使用については、使用許可と合わせて直ちに調定及び納入通知を行うとともに、使用料の調定をする場合には納入通知書の写しを調定決議書に添付し、納付期限が規則どおりとなっているかを確認できるようにした。 あわせて、関係職員に対し、予算決算会計規則及び「会計事務の手引き」を令和8年3月に職員に周知した。	R8.3.18

令和6年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
総務部	人事課	07-1	指摘事項	<p>出向負担金の受領において、相手方からの入金後約3か月経過した後に収入の処理を行っていた。加えて、予備監査で指摘したにもかかわらず、その後も同様の遅延が見られた。これは、相手方に負担金の納付方法を確認しなかったことによるもので、納付手続きについては、相手方に確認するなど適正な事務処理をされたい。</p> <p>また、出向等にかかる相手方への納入通知書において、納付期限の未記載や15日を超える期限を設定するなどの不備が散見されたので、予算決算会計規則にのっとり適正な事務処理をされたい。</p>	<p>令和7年度は、請求書送付時に相手方に納付方法を確認することとし、口座振込の場合は会計課に速やかに納付書を持参し、納付書払いの場合は納入期限前の入金を確認できない際、期限内の納付を依頼することとした。</p> <p>また、納付期限の記載・設定については、予算決算会計規則第30条に基づき、納付期限を調停日から15日以内に定めることとし、いずれも令和7年4月に課内で周知を図った。</p>	R8.2.17
		07-1	意見	<p>新規に企画した職員研修の講師選定について、一者随意契約としているが選定過程や基準が不明確であったので、研修の質を確保するためにも講師選定基準を作成するなど適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>他市の基準等を参考に、研修講師の実績やカリキュラム内容、価格など総合的な観点から講師の選考基準を令和7年7月に設けた。また、これらの選考基準を反映した採点シートを同月から活用しており、選考過程を明確化することで適切な事務処理に努めている。</p>	R8.2.17
福祉部	長寿介護課	06-17	指摘事項	<p>アクティブシニア情報紙作成業務において、予定価格書が封入されていなかった事例が見受けられた。また、消防設備及び浄化槽の保守点検業務において、履行確認日が未記入であった事例が見受けられた。予定価格の漏えい防止や確実な契約履行のため、契約規則にのっとり適正な契約事務をされたい。</p>	<p>契約規則の規定に従い、予定価格書の封入及び契約における履行確認日の記載を確実にすること及び決裁時のチェックを徹底することについて、令和7年3月27日の課内会議で職員へ周知した。</p>	R8.2.26
		06-17	意見	<p>第8期高齢者福祉計画の総括において、地域型訪問サービス事業はサービス提供の担い手不足が課題とされている。高齢者に確実に支援の手が届くよう需要の的確な把握と事業の積極的な広報に努めるとともに、事業の担い手の育成に努められたい。</p>	<p>令和7年6月に地域包括支援センターを対象にアンケートを実施し、従来相当の介護予防訪問介護の新規ヘルパーを探すことに苦慮していることや、事業対象者のサービス利用の需要があることを把握した。また、シルバー人材センターへの聞き取りでは、新規利用者への対応は問題なく行えるものの、ガソリン代の高騰等により会員の負担が増加していることを確認した。</p> <p>アンケートや聞き取りの結果を参考にし、令和8年度より事業対象者の利用回数を週1回(月5回まで)から週2回(月10回まで)に増やし、シルバー人材センターへの委託料を増額(会員配分金の増額)することとした。また、生活・介護支援サポーター養成講座について、令和7年度よりシルバー人材センター会員が都合の良い日程を選択することができるようにし、担い手の育成に努めた。</p>	R8.2.26

令和6年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知年月日
こども未来部	こども若者支援センター (こども若者総合相談支援センター)	07-1	指摘事項	複数年契約の支出負担行為の決裁において、副市長専決とすべきところ部長専決としており決裁権者(決裁区分)が誤っていると同時に、財政課への合議をしていない事例が見受けられた。起案及び決裁する際は、予算決算会計規則の決裁区分等の規定を確認し、適正な事務処理をされたい。	今後、支出負担行為の決裁にあたり、予算決算会計規則の確認を徹底し、担当及び主査にてダブルチェックを行う。また、2,000万円を超える支出負担行為の決裁にあたり、財政課の合議を取る。このことについて、9月16日に開催した全体会議で全職員に周知した。	R7.10.8
		07-1	意見	一般競争入札等の公告の決裁において、決裁権者(決裁区分)を決める考え方が契約ごとに異なっていたので、判断根拠を明確しておくよう努められたい。	今後、公募型プロポーザルの公告及び一般競争入札の公告の決裁にあたり、決裁権者は部長とする。このことについて、9月16日に開催した全体会議で全職員に周知した。	R7.10.8
環境部	廃棄物対策課	06-17	指摘事項	不法投棄防止監視業務委託の仕様書において、受託者要件として警備業法の警備業務の認定を受けた者としているが、業務期間中にその認定期間が過ぎており更新しているか未確認となっていたので、適正な事務処理をされたい。 業務を安全かつ円滑に遂行させるため、監視体制は監視業務現場責任者を含む2名で実施することとしているが、監視業務現場責任者は一度も従事していなかった。また、定点監視の指定時間が守られていなかったため、受託者に改善するよう指導するとともに業務の履行確認を徹底されたい。	警備業務の認定期間の更新については、令和6年12月に予備監査で指摘を受けたことに伴い、令和7年1月17日に愛知県公安委員会発行の標識(警備業法施行規則第6条別記様式第2号書面)の写しの提出を求め、令和11年7月7日まで更新されていることを確認した。 また、令和7年1月の業務実施分から監視業務現場責任者については監視業務に従事するよう、また指示書に基づく定点監視時間についても指定時間を遵守するよう併せて指示をし、監視業務日報報告書において適切に実施されていることを確認した。	R8.3.18
		06-17	意見	不法投棄対策として監視カメラを設置しているが、平成28年度以降設置場所が固定されているため、新たな不法投棄場所での監視が一部未対応となっている。「不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱」にのっとり、不法投棄の状況変化に応じた監視カメラの移動等を検討し、効果的な運用に努められたい。	不法投棄監視カメラは、不法投棄がされやすい箇所に設置している。監視カメラの設置場所について改めて検討したが、現在の設置場所が不法投棄対策としていちばん効果的であるため、引き続き現在の設置場所に設置することとした。	R8.3.18
		06-17	意見	災害被災世帯し尿処理料金交付金において、平成20年度が最後の交付実績となっている。当該交付金の交付対象者はし尿を収集運搬する者であるため、当該者に交付金制度の周知を徹底するとともに、災害発生時には被災地区へ制度周知チラシを配布するなど積極的な周知活動に努められたい。	災害被災世帯し尿処理料金交付金制度について、令和7年3月に市のホームページに掲載し、周知を実施した。	R8.3.18
		06-17	意見	本市の浄化槽法定検査実施率は、全国平均と比べ低くなっている。法定検査未実施による不適正管理は生活環境の保全に影響を及ぼすおそれがあることから、令和4年度に整備した浄化槽台帳を有効活用し、法定検査等の実施を推進するためにも重点地区を定め、新たに個別訪問を行うなど浄化槽管理者への制度周知に努められたい。	令和7年においても8月より飯村や西幸地区などにおいて約850世帯の個別訪問を実施し、法定検査等制度の周知・啓発に努めた。	R8.3.18

令和6年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
環境部	収集業務課	06-17	意見	令和6年2月に実施した消防用設備等点検結果で、耐用年数の10年が経過している消火器について多数報告されていたが更新されておらず、同年9月に実施した点検結果でも同じ不良判定が報告されていた。法的な義務とはなっていないが、消火器は火災時の重要な器具であるため速やかな更新に努められたい。	令和7年1月16日に消火器を発注。令和7年2月28日に各環境センサーに納品・配置し、更新が完了した。 なお、令和7年度の点検では、全て良判定であった。 《参考》 購入明細 ・消火器10型 22本(東部5、南部2、西部15) ・自動車用消火器10型 1本(東部1) ・自動車用消火器6型 6本(東部3、南部3) 納入業者 旭防災株式会社 支払日 令和7年3月14日 支出命令伝票番号 0111298-001	R8.3.13
産業部	農業支援課	06-22	指摘事項	森林整備委託業務の予定価格の決定において、次長専決とすべきところを課長専決としていた事例が見受けられたので、決裁規程にのっとり適正な事務処理をされたい。 また、本市に事務局がある地域農業再生協議会において、一者随意契約の根拠を会計処理規程とすべきところ、地方自治法施行令としていた。令和2年度定例監査で他の協議会について同様の意見が示されているにもかかわらず十分な措置を講じているとは考えられないので、他の協議会も含め指摘事項等を共有し適正な事務処理をされたい。	当該事案を農業支援課職員へ共有し注意喚起するとともに前例や慣例を踏襲することなく、担当者およびグループの職員が最新の条例、規則、事務処理規定等を十分に理解するとともに、複数人での書類等の確認を徹底するなど、再発防止のために改善を図り、令和8年2月27日の朝礼及びメールにて農業支援課長から農業支援課職員に対して周知徹底を行った。 また、3月6日に開催した課内連絡会議においても当該事案を議題に挙げ、関係職員に対して改めて周知徹底を行った。	R8.3.11
		06-22	意見	本市に事務局がある耕作放棄地対策協議会の農業機械リース事業において、「貸出が可能な業者」を一者のみとして一者随意契約をしているが、過去の調査記録を含め業者を確認した書類がない事例や、申請書の利用責任者住所欄が空欄のものを受領して許可していた事例が見受けられた。課内での確認が十分でないと考えられるため、他の協議会も含め書類の確認体制の強化を図るなど適切な事務処理に努められたい。	当該事案を農業支援課職員へ共有し注意喚起するとともに前例や慣例を踏襲することなく、担当者およびグループの職員が最新の条例、規則、事務処理規定等を十分に理解するとともに、複数人での書類等の確認を徹底するなど、再発防止のために改善を図り、令和8年2月27日の朝礼及びメールにて農業支援課長から農業支援課職員に対して周知徹底を行った。 また、3月6日に開催した課内連絡会議においても当該事案を議題に挙げ、関係職員に対して改めて周知徹底を行った。	R8.3.11
建設部	土木管理課	06-17	意見	豊橋駅東口駅前広場等エスカレーター修繕において、仕様書の修繕内容に、例示規格品又は性能、機能に対する記述、詳細図面などの技術的要件が示されていないなかったので、修繕内容の記載方法を改めるなど契約規則に基づく履行が確認できるよう適切な契約事務に努められたい。	今年度発注(令和7年7月18日に契約)の「豊橋駅東口駅前広場等エスカレーター修繕」の仕様書から、詳細図面を追加するなど修繕内容の記載方法を改め、修繕完了時に的確に履行の確認が行えるよう改善を図った。	R8.2.26
	河川課	06-17	意見	排水機場一般廃棄物収集運搬委託業務において、決裁書類と入札時の見積書の様式に齟齬があり、仕様書等に記載された見積内容が不明確であった。こうした事例が発生した原因を調査し明確にした上で対策を講じ、再発防止に努められたい。	決裁書類の記載内容が不十分であったことが、見落としが発生した原因と考えられるため、令和7年度より、特記仕様書に見積内容に係る委託料の算出方法を記載するとともに、見積り合わせについての業者への通知に、見積書に記載する内容を明記することとした。 また、令和7年4月に課内職員に、決裁時にはこれらの特記仕様書、通知の内容と合わせて、見積書の様式を確認することを徹底するよう周知し、チェック体制の強化を図った。	R8.3.10

令和5年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
産業部	観光プロモーション課	05-18	指摘事項	<p>本市に事務局がある花しょうぶまつり実行委員会はじめ3団体の事務処理において、複数の支出負担行為決裁書で決裁権者の事務局長印が抜けていたことや、請求書の宛名が間違っていたまま受領していたなどの不備事例が散見された。また、委託業務においても、契約条文中に規定されている個人情報取扱特記事項が添付されていなかったことや、個人情報取扱特記事項に規定されている誓約書等がなかったことなどの不備事例が散見された。</p> <p>多くの不備事例が発生していることは、課内のチェック体制が十分でないと考えられるため、原因の究明とともに団体の事務処理規程や契約書ののっとり適正な事務処理をされたい。</p>	<p>業務遂行にあたっては、押印や宛名の確認などについては、改めて各人が徹底して確認を行うとともに、チェック体制の強化として、起案担当のみではなく複数人による書類チェックや管理職による二重チェックをするようにします。</p> <p>また、決裁に必要な書類について、その都度、決裁規程等により確認するなど、適正な事務処理を図るようにします。</p> <p>上記2点について、令和7年1月に課内周知を行いました。</p>	R8.2.6
建設部	河川課	05-18	意見	<p>除草等委託業務において、受託者は約款に基づく再委託に係る届出がなかった。また、発注者は再委託を行っていたことを把握していなかった。さらに、仕様書は安全管理に関する記載が十分でなかったことから、業者に対し安全管理を徹底するよう指導するとともに、業務の適切な履行に努められたい。</p>	<p>令和6年度より、再委託を行う場合の手続きについて受託者への確認を契約時に行うとともに、除草等委託業務の特記仕様書に作業責任者の常駐、安全教育の徹底、安全衛生教育講習の受講に関する記述等を追加することとし、受託者に対する安全管理の徹底について、令和6年4月に課内職員に周知した。</p>	R8.3.10
教育委員会 教育部	保健給食課	05-18	意見	<p>各種の施設点検業務において、履行確認時に点検の結果について供覧するのみで、不備な点や修繕結果などの情報を一元管理していない。各種施設等の点検結果は、施設を管理する上で重要な情報であるので、その情報を一元管理し教育委員会で共有するなど、適切な施設管理に努められたい。</p>	<p>各種施設等の点検結果及び修繕などの情報を一元管理できるよう、令和7年12月に管理表を作成しました。点検により不良や異常が判明した場合に対応状況欄を記入することとし、他課（または学校）へ対応を依頼した場合も、同欄にその旨を記載することとしました。また、管理表については、教育委員会の関係課との共有フォルダにより双方が確認できる体制を整えました。</p>	R8.1.26

令和4年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
防災危機管理課		04-23	指摘事項	市有財産使用許可及び使用料減免の決裁において、許可を行う詳細な理由及び減免前の使用料の金額が起案文書に記載されていない事例が散見されたので、平成30年1月22日付け資産経営課長通知に基づき、適正な事務処理をされたい。	市有財産使用許可及び使用料減免の決裁においては、平成30年1月22日付け資産経営課長通知に基づき、起案文書の「許可を行う詳細な理由」「減免前の使用料の金額」については記載するよう令和5年4月課内において周知徹底を図った。	R7.3.10
		04-23	意見	<p>飲用水兼用耐震性貯水槽維持管理業務において、点検作業責任者に必要な資格が仕様書に明記されておらず、有資格者であることを確認できる書類の提出も求めていなかった。有資格者による業務の履行が確保されるよう、仕様書に記載するとともに、有資格者であることが確認できる書類を提出させるなど、適切な事務処理に努められたい。</p> <p>また、仕様書の点検・清掃の項目と受託者から提出された業務内容の項目に不整合があり、点検結果報告書に業務内容の項目も網羅されていないため、業務の履行確認が不十分であった。受託者から提出された書類を精査して受理するとともに、業務内容の履行が確認できる点検結果報告書を提出させるなど、適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>飲用水兼用耐震性貯水槽維持管理業務において有資格者による業務の履行が確保されるよう、必要な資格及びその資格を有することがわかる書類の提出を求めるように令和5年度4月に仕様書に記載するようにした。</p> <p>仕様書の点検項目と報告様式の整合性を図り、適切に業務の履行確認が行えるようにするとともに令和5年4月に課内において周知徹底を図った。</p>	R7.3.10
		04-23	意見	<p>飲用水兼用耐震性貯水槽維持管理業務の点検結果報告書に記載されていた要対応事項に未対応の事例が見受けられた。災害時に飲用水として利用される重要な設備であるため、適切な維持管理に努められたい。</p>	<p>点検結果報告書に記載されていた要対応事項において未対応であったものについては、再度確認を行い、必要に応じた適切な対応を行った。今後も点検結果については確認を行い、適切な維持管理を行うよう令和5年4月課内において周知徹底を図った。</p>	R7.3.10
都市計画部	まちなか活性課	04-19	意見	<p>まちなか活性課の事務所において、築後50年が経過し老朽化が進んでいるので、情報発信の拠点としてより適切な場所への移転を含め今後のあり方について検討されたい。</p>	<p>令和元年度の豊橋市ファシリティマネジメント推進会議において、まちなか活性課事務所は寄附物件かつ老朽化しているため、市民センターの改良保全までに移転を視野に方向性を決める必要があるとされており、市民センターへの移転を軸に検討を進めていたが、令和7年6月の庁内会議において、現事務所の継続使用の可否及び商工会議所等への移転について比較検討しながら再整理することとされた。</p> <p>まちなか活性課事務所は寄贈を受けた際に耐震補強工事を行っており安全性が確認されていることに加え、今後25年間のランニングコストも含めて比較したところ、商工会議所や民間所有の建物へ移転した場合、必要経費が高額になることが確認できたため、令和8年2月の庁内会議において、移転はせず現在の事務所を耐用年数程度まで支障なく使用するために必要な工事を順次行っていきたい旨の報告を行った。</p> <p>引き続き事務所改修の時期や方法等、今後の進め方について調整を行っていく。</p>	R8.3.11